

令和4年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
 (I 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
 事業内容報告書の概要

地方公共団体名【船橋市教育委員会】								
令和4年度に実施した取組の内容及び成果と課題								
<p>1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) <帰国・外国人児童生徒支援協議会></p> <table border="0"> <tr> <td>・学校教育部長</td> <td>・国際交流課長</td> </tr> <tr> <td>・指導課長</td> <td>・国際交流協会代表</td> </tr> <tr> <td>・校長会(国際理解担当校長)</td> <td>・センター校校長</td> </tr> <tr> <td>・連携協力校校長</td> <td>・担当指導主事</td> </tr> </table>	・学校教育部長	・国際交流課長	・指導課長	・国際交流協会代表	・校長会(国際理解担当校長)	・センター校校長	・連携協力校校長	・担当指導主事
・学校教育部長	・国際交流課長							
・指導課長	・国際交流協会代表							
・校長会(国際理解担当校長)	・センター校校長							
・連携協力校校長	・担当指導主事							
<p>2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること</p> <p>(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営</p> <p>○支援協議会(運営協議会) 令和4年度、第1回協議会では、本市における帰国・外国人児童生徒の実態や帰国・外国人児童生徒の受け入れ状況について確認し、センター校・連携協力校等の実践の情報共有、今年度の帰国外国人の支援策について、提起及び総括等を行った。第2回目を書面での開催とし、令和4年度の成果と課題及び次年度の方向性について共有した。</p> <p>○支援協議会全体会 市立小学校55校、中学校27校、特別支援学校1校を対象とした全体会において、「日本語指導員(協力員)派遣制度」等の本市の支援事業や「特別の教育課程」による日本語指導の周知を図るとともに、帰国・外国人児童生徒の支援の在り方についての研修を実施した。</p> <p>(2)学校における指導体制の構築</p> <p>○センター校等の設置 受け入れ体制の整備及び研究の中心となる「帰国・外国人児童生徒教育センター校」を小学校に1校、中学校に1校設置し、日本語指導・適応指導の充実を図るとともに、支援体制モデルの構築を図った。</p> <p>○各学校の指導体制 学校からの指導員派遣要請に応じて、日本語指導員や協力員を派遣し、指導体制を構築した。センター校や連携協力校では、校長を中心に日本語指導担当教員、学級担任等の学校関係者と日本語指導員等で日本語指導委員会を組織し、児童生徒の適応指導や、日本語指導カリキュラムの作成について協議し、個に応じた指導の充実を図った。</p> <p>(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施 帰国・外国人児童生徒支援協議会全体会において、市内全小学校(55校)、全中学校(27校)、特別支援学校(1校)の国際理解教育担当教員を対象に、「特別の教育課程」の作成の仕方及び指導への生かし方等について周知を図った。 日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校に対し、「特別の教育課程」についての作成、報告を求めた。</p> <p>(4)成果の普及 日本語指導担当者会議や日本語指導協力員研修会において、各学校の取り組みについて情報交換する機会をもち、指導方法等の改善を図った。 翻訳機の貸与や日本語指導を必要とする児童生徒を対象としたオンライン授業等について、その活用状況や効果等を各校への訪問等を通して把握に努めた。</p>								

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

日本語指導教室担当者との打ち合わせで、「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント(DLA)」についての周知を図った。日本語指導教室やワールドルームでの実践を推進し、実際に児童の日本語習得状況を判断できるように努めた。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

年度当初に日本語指導の必要な児童生徒の実態を把握し、母語がわかる日本人指導員及び日本語指導ができる日本語指導協力員の派遣を行った。また、年度途中で編入・転入した日本語指導が必要な児童生徒に対しても、その都度面談を行い、日本語指導員及び日本語指導協力員の派遣を行った。

3. 成果と課題

(1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

協議会の実施により、国際交流課、交際交流協会、教育委員会、学校管理職、校長会との連携を図ることができた。また、帰国外国人を取り巻く状況等について、課題を共有し、積極的にコミュニケーションを図ることで、関係団体の協力を得ながら、活動を推進することができた。

日本語指導を要する児童生徒が今後も増加し続けると、現在の支援体制が維持できなくなることも考えられる。更に増加することを見越した財政、人材、教育環境づくり等の検討が必要になる。

(2) 学校における指導体制の構築

日本語指導担当と学級担任が連携して指導することができるように、指導目標や指導内容を明確にした「特別の教育課程」を作成し、一人一人に合わせた日本語指導を行うことができた。

これまで日本語指導を必要とする児童生徒の在籍がなかった学校に、全く日本語を理解できない児童生徒の編入が増えてきており、指導体制の構築への支援が必要である。

(3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施

「特別の教育課程」について、帰国・外国人児童生徒支援協議会全体会において、周知することができ、指導計画の立て方や指導法について理解を深めることができた。

年度途中で編入学してきた児童生徒の「特別の教育課程」を確実に作成することが必要であり、学校ごとに支援計画を引き継いでいくことが今後重要となる。

(4) 成果の普及

日本語指導担当者会議や日本語指導協力員研修会において、指導状況等を情報交換したり、有効な指導方法について共有したりすることにより、日本語指導担当教員や指導員等の資質能力の向上を図ることができた。

日本語指導担当教員や指導員等がもつ指導法や指導技術等の共有や継承が図られるよう、研修会の開催方法を工夫するとともに、有効な指導資料のデータベース化を推進し、学級担任も簡単に使用できるようにしていく。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

センター校や連携協力校においてDLAを中心とした測定方法を活用することで、それぞれの児童生徒の実態を把握することができ、効果的な指導・支援を行うことができた。

日本語指導の時間にDLAを行う時間の確保が難しいとの声があった。DLAの効率的な実施方法について検討し、様々な研修会においてDLA実施の啓発を行う。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒の母語が分かる支援員の派遣

日本語指導が必要な児童生徒の在籍する学校に、日本語指導員または日本語指導協力員を計画的に派遣することができた。適応指導から学習指導への切り替え時期や、指導終了時期やその方法についての検討が必要。

	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育 学校	高等学校	中等教育 学校	特別支援 学校
本事業で対応した幼児・児童 生徒数	(人 園)	251人 (44校)	69人 (21校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	1人 (1校)
うち、特別の教育課程で指導 を受けた児童生徒数		251人 (44校)	69人 (21校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	1人 (1校)

4. その他(今後の取組予定等)

帰国外国人児童生徒の日本語を学ぶ機会が拡充させるよう、関係機関と連携した指導体制の構築を図る。

- 個々の児童生徒の日本語指導状況を的確に把握し、個に応じた指導計画の作成に努める。
- 日本語指導を必要とする児童生徒が今後も増加し続けることを想定した財政、人材、教育環境作り等を検討する。

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、担当者・連絡先欄を除き、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。